CHIBAちば

軽油引取税を電子制告する皆様へのお願い

令和6年10月28日より、eLTAXによる軽油引取税の 電子申告及び納付が可能となりました。

千葉県へ電子申告等するにあたり、以下の事項に留意 のうえご提出ください。

◈電子申請とは?

地方税共同機構が運営している「eLTAX」を利用して電子による 軽油引取税の申告及び納付が行えます。

詳しい利用方法等については、以下、URL「軽油引取税の電子申告 手続き拡充に係る特設ページ」をご覧ください。

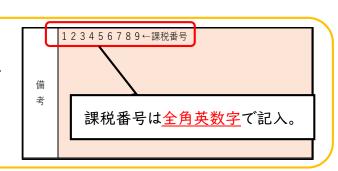
※電子申告等を行うには、インターネットを利用できる環境が必要となります。

URL: https://www.eltax.lta.go.jp/news/10432

◈千葉県からのお願い

1.課税番号の記載

納入申告書(第16号の10様式)及び納付 申告書(第16号の12様式)を電子申請する 場合には、備考欄へ課税番号の記載を お願いしております。



2.事業者(所)コードの記載

納入申告書(第16号の10様式)及び報告書(第16号の40様式等)の別表については、 極力、事業者(所)コードの記載をお願いいたします。

事業者(所)コードが不明な場合は、管轄する県税事務所へお問い合わせください。

3.徴収猶予に係る担保の提出

担保の提供が必要な方は、eLTAXにより申請した場合でも必ずご提出ください。

4.免税証の提出

免税証は従来どおり窓口又は郵送により原本を申告期限までにご提出ください。

松 戸 県 税 事 務 所: 047-361-4036 木 更 津 県 税 事 務 所: 0438-22-7221

香取県税事務所:0478-54-1314 <u>千 葉 西 県 税 事 務 所: 043-279-7||| 茂 原 県 税 事 務 所: 0475-22-|72|</u>

佐 倉 県 税 事 務 所: 043-483-1116 軽 油 引 取 税 室: 043-223-2170チーバくん

